

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十年 八月二十八日

目 次

監査委員告示

定期監査の結果

(監 査 委 員)

ページ
一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により平成二十年七月十一日から同年八月二十八日までに執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成二十年八月二十八日

岐阜県監査委員	渡	辺	真
岐阜県監査委員	洞	口	博
岐阜県監査委員	帆	刈	一
岐阜県監査委員	河	合	冽
岐阜県監査委員	水	谷	二
岐阜県監査委員	神	戸	雄
		正	雄

第1 監査実施機関数

知 事 直 轄 総 務 部 総合企画部 環境生活部 健康福祉部	監査実施機関数		監査結果件数	
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指導事項
	3			
	1			
			4	
	10	3		4

産業労働観光部					
農政部	7	2	1	2	1
林政部					
県土整備部	8	3	3	4	10
都市建設部	3				
教育委員会	12	2	3	4	5
警察本部					
その他					
合計	44	10	8	14	20

(注) 監査結果の区分については、次のとおりです。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認められた事項
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
- 監査実施機関数欄の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含みます。

第2 監査結果

平成20年7月11日から8月28日までに実施した現地機関に関する監査の結果です。
なお、印が付してある機関は、監査法人と共同して予備監査を実施した機関です。

1 総務部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
職員研修所	平成20年8月28日	西濃県税事務所	平成20年7月22日
東濃県税事務所	平成20年7月15日		

【監査結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 総合企画部

実施機関名	実施年月日
保健環境研究所	平成20年8月28日

【監査結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 健康福祉部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜保健所本業・山県センター	平成20年8月28日	西濃保健所揖斐センター	平成20年8月28日
関保健所都上センター	平成20年8月28日	中濃保健所	平成20年8月28日
東濃保健所	平成20年7月16日	恵那保健所	平成20年7月16日
飛騨保健所	平成20年7月24日	飛騨保健所下呂センター	平成20年7月24日
総合医療センター	平成20年7月11日	多治見病院	平成20年7月14日

【監査結果】

監査の結果、次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
西濃保健所揖斐センター	指摘事項	旅費の支出事務において、1件74円が過払い、1件222円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	谷汲犬猪畑場維持管理委託契約において、契約締結時に行うべき支出負担行為の整理が遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。
飛騨保健所下呂センター	指導事項	<p>1 日任用職員の雇用事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 事前決裁で指定した監督者以外の職員が監督を行っていた。</p> <p>2 第三種日任用職員2名について、日任用職員台帳に記載されていないかった。</p>
	指導事項	特殊勤務手当の支給事務において、最大で9か月遅延していたものがあつたので、今後は速やかに処理されたい。

総合医療センター	指摘事項	宿日直手当の源泉徴収事務において、従来より1回につき4千円まで非課税として取扱っていたが、平成19年9月に岐阜北税務署から業務内容により課税となる旨の指摘があった。その結果、平成14年度から平成19年度までの421人について徴収漏れがあったとして、不納付加算税1,563,056円及び延滞税609,274円を果が負担していたので、今後は法令等の趣旨を十分把握し、適正な事務処理に努められたい。
	指導事項	単価契約による電気需給に係る支出事務において、検査調書の記載内容に不備があったので、今後は適正に処理されたい。
多治見病院	指摘事項	平成13年12月、平成18年2月及び平成20年1月に発生した3件の医療事故について、損害賠償金としてそれぞれ180,064,053円、2,000,000円及び25,000,000円が支払われていたので、事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	宿日直手当の源泉徴収事務において、従来より1回につき4千円まで非課税として取扱っていたが、平成19年9月に岐阜北税務署から業務内容により課税となる旨の指摘があった。その結果、平成14年度から平成19年度までの386人について徴収漏れがあったとして、不納付加算税1,332,504円及び延滞税516,589円を果が負担していたので、今後は法令等の趣旨を十分把握し、適正な事務処理に努められたい。

4 農政部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中濃農林事務所	平成20年7月17日	下呂農林事務所	平成20年7月24日
飛騨農林事務所	平成20年7月16日	中濃地域中濃農業改良普及センター	平成20年7月17日
飛騨地域農業改良普及センター	平成20年7月16日	飛騨地域下呂農業改良普及センター	平成20年7月24日
東濃家畜保健衛生所	平成20年8月28日		

【監査結果】
監査の結果、次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
中濃農林事務所	指導事項	治山事業に係る測量設計業務の契約内容の変更に当たり、設計業務委託共通仕様書に基づく変更内容の通知が指示書により行われていないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
下呂農林事務所	指摘事項	不動産鑑定士に対する料金の支出事務において、所得税の源泉徴収(101,600円)をしていなかった。今後は適正に処理されたい。
飛騨農林事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金722,739円及び修繕料545,086円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

5 県土整備部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
大垣土木事務所	平成20年7月17日	郡上土木事務所	平成20年7月11日
可茂土木事務所	平成20年7月14日	下呂土木事務所	平成20年7月23日
高山土木事務所	平成20年7月23日	阿多岐ダム管理事務所	平成20年7月11日
長良川上流河川開発工事事務所	平成20年7月11日	宮川上流河川開発工事事務所	平成20年7月15日

【監査結果】
監査の結果、次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
大垣土木事務所	指導事項	河川占用料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 延滞金収入事務において、債務者への通知等の徴収手続が行われていないものがあつた。

<p>2 占用料等の収入未済処理実施要領に基づく滞納者の調査が行われていないものがあった。</p>	<p>川の強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>												
<p>指導事項 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金13,060円が支払われるとともに、県有自動車が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>高山土木事務所 指導事項 河川改修に係る受託事業収入事務において、事業者手時の平成19年10月26日に行うべき調定(1件1,948,800円)が、事業完了後の平成19年12月25日に行われていたので、今後は速やかに処理されたい。</p>												
<p>指導事項 雑入の収入事務において、平成19年4月11日に100円が納付されたにもかかわらず、領収証書が交付されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項 平成18年度及び19年度に発生した道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として2,437,663円が支払われていたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>												
<p>指導事項 交通安全施設等整備事業に係る建設工事の設計変更に当たり、建設工事変更事務処理要領に基づく変更内容の通知が指示書により行われていないものがあつたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項 県単地方特定道路整備事業に係る用地測量委託業務の契約内容の変更に当たり、測量作業共通様書に基づく変更内容の通知が指示書により行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>												
<p>指導事項 用地取得事務において、公共用地取得台帳に用地費支払年月日の記載漏れがあつたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>6 都市建築部 宮川上流河川開発工事事務所 指導事項 公共河川開発事業等に係る建設工事の契約変更に当たり、建設工事変更事務処理要領に基づく指名委員会への報告が行われていないものがあつたため、今後は適正に処理されたい。</p>												
<p>指導事項 県単舗装道新設事業に伴う地元市町村等負担金の収入事務において、工期限日の平成19年9月19日までに行うべき調定(1件169,425円)が、平成19年10月29日に行われていたので、今後は速やかに処理されたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td>実施機関名</td> <td>実施年月日</td> <td>実施機関名</td> <td>実施年月日</td> </tr> <tr> <td>西濃建築事務所</td> <td>平成20年7月17日</td> <td>中濃建築事務所</td> <td>平成20年7月14日</td> </tr> <tr> <td>飛騨建築事務所</td> <td>平成20年7月23日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日	西濃建築事務所	平成20年7月17日	中濃建築事務所	平成20年7月14日	飛騨建築事務所	平成20年7月23日		
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日										
西濃建築事務所	平成20年7月17日	中濃建築事務所	平成20年7月14日										
飛騨建築事務所	平成20年7月23日												
<p>指導事項 トンネル電気設備等保守点検業務委託の契約事務において、入札不調のため指名競争契約を随意契約に改めたものの、その旨の決裁を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>【監査結果】 特に指摘及び指導する事項はなかった。 7 教育委員会</p>												
<p>指導事項 公務中の1件の交通事故について、修繕料139,869円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td>実施機関名</td> <td>実施年月日</td> <td>実施機関名</td> <td>実施年月日</td> </tr> <tr> <td>美濃教育事務所</td> <td>平成20年8月28日</td> <td>可茂教育事務所</td> <td>平成20年8月28日</td> </tr> <tr> <td>飛騨教育事務所</td> <td>平成20年8月28日</td> <td>土岐少年自然の家</td> <td>平成20年7月15日</td> </tr> </table>	実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日	美濃教育事務所	平成20年8月28日	可茂教育事務所	平成20年8月28日	飛騨教育事務所	平成20年8月28日	土岐少年自然の家	平成20年7月15日
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日										
美濃教育事務所	平成20年8月28日	可茂教育事務所	平成20年8月28日										
飛騨教育事務所	平成20年8月28日	土岐少年自然の家	平成20年7月15日										
<p>指導事項 道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として281,857円が支払われていたので、道路パトロー</p>													

ミュージアムひだ	平成20年7月24日	各務原高等学校	平成20年7月11日
各務原西高等学校	平成20年7月11日	岐阜各務野高等学校	平成20年7月11日
海津明誠高等学校	平成20年7月22日	郡上高等学校	平成20年7月11日
多治見北高等学校	平成20年7月14日	瑞浪高等学校	平成20年7月14日

【監査結果】

監査の結果、次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
土岐少年自然の家	指摘事項	旅費の支出事務において、空港施設使用料に係る1件400円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	圃池管理費負担金について、支出の原因及び計算の基礎を十分明らかにすることなく、毎年100,000円を支出していたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜各務野高等学校	指摘事項	現金収入事務において、現金領収証書にあらかじめ記載すべき一連番号が記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	県有備品のパソコン1台を亡失していたので、今後は県有備品管理の一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	現金収入事務において、現金領収証書にあらかじめ記載すべき一連番号が記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
海津明誠高等学校	指摘事項	県有備品のパソコン1台を亡失していたので、今後は県有備品管理の一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	生産物の売払収入事務において、処分の日に行うべき調定が遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。
郡上高等学校	指摘事項	行政財産の目的外使用に伴う使用料及び管理費の収入事務において、平成19年4月1日に行うべき2件42,735円の調定が平成20年3月に行われていたの
多治見北高等学校	指摘事項	

指摘事項	で、今後は速やかに処理されたい。 高等学校授業料の収入事務において、授業料の減免決定に伴う運付手続（1件33,600円）が約5か月遅延しているものがあつたので、今後は速やかに処理されたい。
------	---

平成二十年八月二十八日印刷
平成二十年八月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県尾文芸社